

# NPO法人 フットボールクラブ花鶴（正・賛助）会員入会申込書

平成 年 月 日

NPO法人 フットボールクラブ花鶴理事長 様

※該当する会員種別欄の番号を○で囲んでください。

会員種別	1	正会員	2	賛助会員	口数	口
------	---	-----	---	------	----	---

※登録番号の欄は、記入不要です。

		登録番号	
ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名	Ⓜ	連絡先(Tel)	( )
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
住所	〒□□□-□□□□		

## ■正・賛助会員入会費用

会員の別	年会費
正会員	1口 5,000円
賛助会員	1口 1,000円

## 【参考】

NPO法人フットボールクラブ花鶴定款 抜粋

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法人促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的達成に賛同し、協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格及び喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※個人情報の利用及び提供について  
会員の個人情報の利用につきましては、本来の目的の範囲を超えて使用することはありません。(会員が指名された以外の第三者に提供することはありません。)